

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 16 「包括利益会計基準の改正」について

去る6月29日、企業会計基準委員会（ASBJ）より「包括利益の表示に関する会計基準」（以下、包括利益基準）の改正が公表され、同日より適用が開始されました。

今回は改正論点のうち、

- ① 為替予約の振当処理を採用している場合の組替調整の注記の要否
- ② 個別財務諸表における包括利益の表示の取扱い

について採り上げます。

① について

会計ビック・バンの頃から、既にデリバティブは時価評価するのが国際的な会計基準の潮流でした。

しかし、1999年の「外貨建取引等会計処理基準」の改訂においては、為替予約の振当処理が我が国の実務に浸透していることを考慮し、当分の間、認めることにしました（同注解6）。

振当処理が特例処理といわれるのはこのような経緯があるからなのです。

包括利益基準導入後、振当処理を採用している場合も、組替調整の注記が必要か否かに関して、明文の規定がないため議論が分かれていました。

これについて、今回の改正で、振当処理が実務に対する配慮から認められてきた特例的な処理であることを理由に、組替調整の注記の対象にはならないことが明記されました。

② について

平成22年9月に財務会計基準機構内に設置された「単体財務諸表に関する検討会

議」(以下、検討会議)で個別財務諸表における包括利益の表示の取扱いが議論されました。

議論をうけて ASBJ は、当面の間、個別財務諸表には適用しないという結論を下しました。

検討会議の中では、

「IFRS ではその他の包括利益におけるノンリサイクル処理など、当期純利益の内容が変質してきている可能性があり、リサイクリングの問題の整理も重要である。これらの問題を整理することなく、包括利益の表示を行うことは時期尚早である」という意見が出されました(検討会議報告書)。

仰星ニュースレター7月13日号のワンポイント会計基準でもご紹介したように、IAS 第19号「従業員給付」では、数理計算上の差異をリサイクリングしません。

つまり、数理計算上の差異は未来永劫、当期純利益を構成しないのです。

その理由として、余計なノイズを排除し、純粋に企業の業績を表すような新たな純利益概念を模索しているとの捉え方もあります。

一方、日本ではノンリサイクリング処理や新たな純利益概念に関する議論が整理されていません。

このような状況で、個別財務諸表に包括利益の表示を導入するのは時期尚早という判断が下されたのでしょうか。

最後に一言

連結財務諸表にだって同じことが言えるような気がするのですが…。

(2012/7/27号より)